

令和 7 年

秋の墨田区交通安全運動

実施要領

運動期間

令和 7 年 9 月 2 1 日（日）～ 9 月 3 0 日（火）

9 月 3 0 日は交通事故死ゼロを目指す日です！

スローガン

「世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して」



ひと、つながる。
墨田区

記録に残っている昭和 43 年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。
そのため平成 20 年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。
皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑止していきましょう。

重点項目

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

第 1 目 的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第 2 主 催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体（順不同）

警視庁本所警察署、警視庁向島警察署、東京消防庁本所消防署、東京消防庁向島消防署、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、本所交通安全協会、向島交通安全協会、墨田区商店街連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区立小学校長会、墨田区立中学校長会、墨田区立小学校 PTA 協議会、墨田区立中学校 PTA 連合会、墨田区町会・自治会連合会、京成バス（株）奥戸営業所、東京都交通局江東自動車営業所、東日本旅客鉄道（株）錦糸町営業統括センター、東武鉄道（株）とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄（株）押上駅、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第 3 運動の重点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

令和 7 年上半期（令和 7 年 1 月から 6 月まで）の都内の交通事故発生件数（1 4、6 9 5 件）は、昨年度の同時期に比べて減少しています。

令和 7 年上半期の子ども（幼児、小学生、中学生）の都内の交通人身事故発生件数（8 6 7 件）のうち、時間帯別の発生件数は、1 4 時から 1 6 時までで（2 0 5 件）、1 6 時から 1 8 時までで（2 6 8 件）と合計（4 7 3 件）となっており、下校時間帯の交通事故発生件数が全体の約 5 4 % を占めています。

また、令和 7 年上半期の都内の交通人身事故による死者数（6 8 人）のうち、高齢者（6 5 歳以上）の交通事故死者数は（3 0 人）となっています。高齢者の死者数のうち、歩行中の死者数は（1 9 人）と全体の半数以上を占めています。

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高くなっており、特に夕暮れ時、夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっています。

歩行者に対し、反射材用品等の着用とともに、安全な横断方法の実践を促していく必要があります。

【家庭・地域では】

- 交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- 子どもは大人を見ています。保護者や周囲の大人が交通ルールを守る、横断歩道を必ず渡る、青信号であっても必ず左右を確認する、信号が点滅したら止まるなど、子どものお手本となりましょう。

【歩行者の方へ】

- 信号無視や斜め横断等はやめ、交通ルールを守りましょう。
- 外出時には、明るく目立つ服装を心がけ、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

近年、スマートフォン等を使用しながら自動車等を走行させる「ながらスマホ」や飲酒運転等による交通事故が後を絶ちません。都内の令和 6 年中の飲酒運転による交通事故発生件数は、（1 5 4 件）（令和 5 年中は 1 8 0 件）と減少していますが、依然として高い件数となっています。

また、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時や夜間に重大事故が多発しており、特に歩行中や自転車乗用中の場合、道路を横断しているときに多く発生しています。自動車等の運転者に対して、早めのライト点灯やハイビームの効果的な活用を促していく必要があります。

【運転者の方へ】

- 道路を通行するときは、歩行者や他の運転者に対する「思いやり」の気持ちを持つことが大切です。
- 令和 6 年 1 1 月 1 日から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」への罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」は新たに罰則の対象となりました。

【飲酒運転は絶対にやめましょう！】

- 飲酒運転は犯罪です。「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底しましょう。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗する行為も犯罪になります。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

道路交通法改正により令和５年４月１日以降、自転車を運転するすべての人にヘルメット着用努力義務が課せられています。自転車に同乗する子どもにもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、特定小型原動機付自転車を運転する人にもヘルメットの着用努力義務が課せられています。

令和７年上半期の都内の自転車が関与する交通事故発生件数（７，５５１件）は、前年（７，３８６件）から増加し、都内全体の交通事故発生件数（１４，６９５件）の（約５１％）を占めます。

また、令和７年上半期の自転車運転中の子どもの死傷者数（４６２人）のうち、保護者の自転車に同乗中の子どもの死傷者数（１１２人）が（約２４％）を占めており、子ども乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。子どもの安全を第一に考えた運転を心がけましょう。

【自転車を利用される方へ】

- 事故の被害者・加害者にならないためにも、「自転車安全利用五則」を必ず守りましょう。
- 子どもはもちろん、大人も交通ルールの遵守・ヘルメットの着用に努めましょう。
- 東京都では、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。事故を起こしたときは、自分だけでなく、相手にもけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に参加しましょう。

《自転車安全利用五則》

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

【特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を利用される方へ】

- 免許不要の特定小型原動機付自転車でも、１６歳未満は運転禁止です。
- 特定小型原動機付自転車は車道通行が原則です。交通ルールについて理解を深め、正しく利用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 特定小型原動機付自転車に該当しないものについては、運転免許が必要です。
- ヘルメットの着用が努力義務となっています。
- 飲酒運転は禁止です。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和７年上半期の都内の二輪車交通人身事故の件数（２，９３５件）は、昨年の同時期の件数（２，９３６件）より減少しています。

さらに、二輪車乗用中の交通事故死者数は（１８人）、（昨年同時期１９人）と減少していますが、全事故死者数（６８人）に占める割合は約２６％で重大事故の割合が高いことがわかります。

【二輪車を利用される方へ】

- バイクの事故で一番多いのは通勤の途中です。急いでいても、危険を予測し、速度をおさえて時間と心にゆとりをもって運転をしましょう。
- バイクの死亡事故では、頭部と胸部が主な致命傷部位となっています。四輪車とは違い、バイクは無防備です。たった一つの命を守るために、バイクに乗る時はヘルメットのあごひもをしっかり装着し、胸部プロテクターも着用しましょう。
- 交差点を直進している時に右折してきた対向車に衝突する、「右直事故」が増えています。交差点では速度を落として危険を予測！対向車線の車の動きにも注意し、危険を想定した運転をしましょう！

5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車・放置二輪車は、歩行者の通行を障害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。

さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

【自転車・二輪車を利用される方へ】

- 家庭・地域では、自転車・二輪車を放置しないよう呼びかけるとともに、放置する事による社会問題を認識しましょう！
- 運転者は、買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐輪場・駐車場を利用しましょう！（放置とは、自転車・二輪車から離れてただちに移動することができない状態のことです。）
- 事業者は、自転車・二輪車の駐輪場・駐車場を設置し、放置自転車・放置二輪車とならないようにしましょう！

第４ 運動の進め方

各関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。